

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

② 評価調査者研修修了番号

SK18011・第92号(県修了番号)
第93号(県修了番号)
第116号(県修了番号)

③ 施設の情報

名称：宮城県さわらび学園	種別：児童自立支援施設
代表者氏名：園長 杉山謙治	定員(利用人数)： 28名(21名)
所在地：宮城県仙台市太白区旗立二丁目4番1号	
TEL：022-245-0333	ホームページ： http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/
【施設の概要】	
開設年月日：明治42年5月	
経営法人・設置主体(法人名等)：宮城県	
職員数	常勤職員： 28名 非常勤職員 32名
有資格職員数	(資格の名称)
	児童自立支援専門員 6名 医師 2名
	保育士 8名 栄養士 1名
	社会福祉士 3名
	心理士 2名
	家庭支援専門相談員 1名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)
	広瀬寮：5室、青葉寮：5室 本館(事務室、分教室等)、給食棟、すみれ寮：4室 体育館、プール、宿泊訓練棟、作業棟、職員宿舎

④ 理念・基本方針

【宮城県さわらび学園管理運営要綱】

(運営理念)

第3条 社会において、非行等の問題行動あるいは環境不適応を起こしている児童を家庭に代わり預かり、特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社会への復帰を目指す。

2 児童の心を癒し自立を支援するため、職員と児童が共に学び、共に働き、共に汗して生活を共有するとともに「さわらび学園倫理綱領」に基づき児童の権利擁護に努め、「児童の最善の利益」を追求する。

3 児童の自立と健全な社会適応力を高めることに努めるとともに、社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたる。

4 さわらび学園長（以下、「園長」という。）は、開かれた学園運営に努めなければならない。

（運営の基本方針）

第4条 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供し、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。

2 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。

3 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。

4 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。

5 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

⑤ 施設の特徴的な取組

本施設は、仙台市の南西部丘陵の住宅地帯に位置し、隣接する救護施設「太白荘」など周辺には宮城大学（食産業学部）をはじめ、仙台市立小・中学校など公立施設が多く立地している。本施設の沿革は、明治42年に開設された「感化院」にあり、昭和39年現在地に移転、平成10年の改築工事を経て、平成21年に100周年を迎えている。平成10年の児童福祉法改正により「教護院」から「児童自立支援施設」と名称変更し、現在に至っている。定員は、時代により変遷（70名・50名）したが、現在28名となっている。近年、入所児童は非行型から発達障害等の児童が多数となり、被虐待児童数が過半数を占める状況となっている。従って、児童の社会復帰を目指す本施設の指導・支援活動は、安定した児童集団の構築優先から個別支援の充実に重心を置いたものに変化している。このように、被虐待児童数等の著しい増加から、本施設においても「児童の権利擁護」が指導・支援の際の最大の懸案となっている。そのため、本施設においては、精神科医を兼務させるとともに平成21年には常勤心理職1名を、翌年には家族支援担当の専任職員1名を配置し、全職員28名で日夜対応している。

代表的な取り組みとしては、「自立支援プログラム」に基づく個別的指導・支援の充実・強化、逸脱行動があった場合の「生活指導委員会」による児童への適切なサンクション、児童の苦情・相談を丁寧に受け入れる風土づくりと外部の第三者が入る「自立支援向上委員会」の活発な活動などが挙げられる。園長をはじめ全職員が忍耐強く、専門性を発揮しつつ困難な職務に携わり、本施設の歴史を継承して日夜奮闘していることは特筆に値するところである。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30年 9月 27日（契約日） ～ 平成 31年 3月 12日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 27年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 職員が専門性を発揮しながら困難な職務に取り組み、チームワークが良好である点

園では、児童の「権利擁護」「児童の最善の利益」のため、毎月の職員会議で「倫理綱領」の読み合わせを行い、6つの重要課題に精力的に取り組んでおり、人員配置や施設整備等に一定の成果を上げている。

園長は、自らカンファレンスなどの現場に入り適切な助言を行うとともに、職員の悩みを聴いて解決に導いており、職場の人間関係が非常に良いことが認められる。

このようなことは、職員アンケートやヒアリングでも確認することができ、管理者をトップとするリーダーシップ及び各職員のモチベーションの高さが、本施設の使命に沿った指導・支援の質の向上に大きく寄与している。

2. 相談・苦情と子どもの満足の向上の仕組みが相乗的に機能しており、指導・支援に効果を発揮している点

各寮面談室での面談、年2～3ヶ月毎の「いじめアンケート」をはじめ各種のアンケートを実施し、子どもの気持ち・意見を丁寧に聴いている。子ども会が組織され、職員の助言を受けながら、イベント等行事の内容を主体的に話し合う機会が持たれている。

苦情については、平成29年度は「ニコニコ相談シート」により55件と多くを把握し、全てについて本人と園長・班長が面談し、子どもが納得できるよう話を聴いている。また、本人の希望に応じて外部の第三者委員である「自立支援向上委員」との面談も保障され、寮毎の面談も定期に実施されるなど一連の指導・支援が相乗的に効果を発揮している。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンと計画が明確にされていない点

「中・長期事業計画」が策定されておらず、中・長期計画を踏まえた「単年度計画」も策定されていない。このことは、前回の第三者評価の改善点として指摘済みであり、今回受審までに改善されなかったことは残念である。県の「中・長期事業計画」の有無にかかわらず、「さわらび学園の中・長期計画」を策定することが急務である。

「中・長期事業計画」は、子どもを取り巻く環境や地域のニーズ、職員の意見等を十分把握した上で、「さわらび学園」としての目標（ビジョン）を明確にすると共に、ビジョンを実現するための重点課題を抽出し、3年～5年に分けた実施プログラムを課題毎に具体的計画に練り上げて策定することが望まれる。

2. 子どものプライバシー保護について規程・マニュアル等が整備されていない点

プライバシー保護については、園としては「学園生活のしおり」で、子どもの権利と禁止行為の関係、寮生活のルールなどを説明する中で、子どもや保護者の同意を得て行われている。しかし、「プライバシー」の言葉の記載が無く、専ら権利の制限に重点がある記述になっており十分とは言えない。

今後については、プライバシー保護の観点から子どもを尊重した支援の姿勢を全面的に見直すことが期待され、プライバシー保護についてのマニュアル等を整備することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価結果で、職員が専門性を発揮し困難な職務に取り組んでいることやチームワークの良さ、相談・苦情への対応と子どもの満足の向上への取り組み等について、高い評価をいただいたことは、職員にとっても自信となるものであり、今後も児童の最善の利益のため、さらなる支援の向上に取り組んでいきたいと考えております。

一方、改善が求められている事項につきましては、改めて分析・検討を行い、改善に向けた取り組みを行いながら、より質の高い施設運営に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所の運営理念、基本方針が「さわらび学園管理運営要綱」に明文化されている。</p> <p>理念は「児童の最善の利益を追求する」ことなどの 4 項目、基本方針は「児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う」など 5 項目であり、内容も適切である。</p> <p>しかし、理念や基本方針は、年度当初の職員会議で園長から触れられる程度で「倫理綱領」の読み合わせのような取り組みはない。また、子どもや保護者等への説明・周知は「学園生活のしおり」を活用しているが、明確ではなく十分ではない。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>全国児童自立支援施設協議会、全国施設長会議、県内児童相談所や宮城県等との会議・研修会に園長や職員が出席し、社会福祉事業全体の動向や地域の動向についての情報を収集している。</p> <p>平成26年に1人当たりの居住面積が変わり、平成29年3月には定員を50名から28名に変更した。（利用者数は現在21名）</p> <p>今後は、子ども像が著しく変化している中、関係機関と情報を密にしながら施設運営をとりまく環境や課題の把握・分析に努めることが期待される。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>当園では、経営課題を使命達成に向けた施策として捉え、「児童の権利擁護の推進」など 6 項目を重点課題として設定し、具体的な取組を進めている。また、経営課題については、職員会議で話し合いを行い、改善策に取り組んでいる。</p>		

具体的には、「多様な入所児童への支援（専門性）の強化」を図るため、県に対し家庭支援専門相談員を1名から2名に増員すること、心理士を正職1人と兼務1人から2名の正職にするよう要望している。

しかし、経営課題は6項目の重点課題に止まらず、理念や基本方針に導かれる他の課題も少なくない。（子どもの社会復帰、児童の最善の利益、社会的ニーズの充足と貢献、人材確保等）今後、経営課題をさらに明確にし、具体的な取組を進めていくことが期待される。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>県としての中・長期計画が打ち出されていないため、園の中・長期計画は策定されていない。しかし、宮城県の中・長期計画が明確になっていないとしても、県の主管課や児童相談所と連携・協議し、「さわらび学園としての中・長期計画」を策定することが求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定されておらず、従って「中・長期計画を踏まえた単年度計画」は策定されていない。</p> <p>しかし、使命達成に向けた施策として6つの重点項目を定めており、施設設備について中・長期の修繕計画を立てていることが認められ、中・長期計画を踏まえた単年度計画が全く無いとまでは言えない。今後の策定を強く期待する。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>施設整備や人材育成及び6つの重点施策について、限定的ではあるが「事業計画」が策定されており、実施状況の把握や評価・見直しが行われている。</p> <p>今後、中・長期計画を踏まえた「園の（全体的な）事業計画」を早急に策定することが望まれ、職員により組織的な見直しができるよう期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>当該年度の行事予定については、入所するときに「学園生活のしおり」に基づき子どもと保護者等に説明している。また、広報誌に掲載し保護者等に周知を図っている。</p> <p>今後については、事業の全体を俯瞰した中・長期計画を策定し、これらを踏まえた「園の事業計画」を子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）することが期待される。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>年に1回の自己評価を組織的かつ適切に行うとともに、第三者評価を定期的に受審している。</p> <p>全職員が「自己点検シート」(施設虐待、児童処遇、寮処遇)に取り組み、職員の気づきを促すために活用している。中でも「寮処遇」シートは、チームワークの良否を占うものと考えており、結果をもとに寮毎の支援の質の向上に役立てている。</p> <p>女子寮では、過去に受けた性暴力や愛着障害等の影響で不適応行動を示す場合等もあり、他2寮と比較し手厚い職員配置をしている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>評価結果や課題は文書により明確化され、職員会議で分析・共有され話し合いが行われている。職員の力量不足を改善するため、スーパーバイズ体制を強化して取り組んでいる。</p> <p>しかし、評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っているとは言えず、今後改善策や改善の実施状況の評価を確実に実施することが期待される。</p>		

評価対象II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長の職務については、「事務分掌」で園内総括を明記している。施設長は、職員会議や広報誌「太白山」等で、新年度の取り組みについて所信を表明し周知している。また、有事の際の役割や不在時の権限委譲も明確にしている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は自立支援施設協議会等の研修会に出席し、遵守すべき法令等の改廃に関する情報を適宜得ており、これらの情報は職員会議を通じて職員への共有が図られている。又、宮城県のチェックシステムである「こころの身だしなみ」の責任者として法令遵守の評価・確認を行っている。</p> <p>今後、遵守すべき法令等について体系的に整理したリストを作成し、職員全体のコンプライアンスの意識徹底に取り組むことが望まれる。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、子どもの自立支援計画のカンファレンスに毎回出席し、支援に関する多様な状況を自ら把握するとともに、助言を行っている。また、現状の支援に関して定期的に職員との面談を実施し、課題の発見等に努めている。また、「定例生活指導委員会」で児童の処遇に関する点検を行っているほか、日誌等により支援の実施結果を常に把握し、評価と助言を行っている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、経営上の課題や業務上の課題の把握のため、職員の個別面談を行って課題等の把握に努めている。また、県の「管理者マネジメントシステム」により職員からの評価を受ける取り組みに参加している。業務の実効性に向けての取り組みは、毎月の定例生活指導委員会や、合同運営委員会などを通じて行われている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針は、県の「研修の基本計画」で示されている。</p> <p>園では、これまで、心理療法担当職員1名、家庭支援専門相談員1名を配置し必要な人材確保を行って来たが、現在の状況に鑑み更なる専門職員の強化を訴え、人員体制の充実を目指して取り組んでいる。なお、宿直補助の非常勤職員（学生24名）が有益かつ効果的な人材として継続的に配置されていることが注目される。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「宮城県さわらび学園倫理綱領」や「児童の最善の利益を確保するための指針」等により職員としてのあるべき姿を明確にしている。人事管理システムは宮城県の制度に従い行われており、人事考課時には職員の人事評価（業務、能力）に基づく園長の個別面談が行われている。児童相談所等との交流人事が職員のスキルアップに資することが認められたが、それらを含め人事異動の希望やアドバイス等が行われている。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況は、園の庶務係が担当し適宜園長への報告がなされている。職員の健康診断及びメンタル面での確認は定期的に行われ、課題がある場合は産業医の診断が受けられる。又、福利厚生に関しては県の互助会に加入し、冠婚葬祭時における補助等各種サービスが受けられる仕組みとなっている。平成29年度の常勤職員28名の年休取得率は20%、時間外勤務は月平均302.8時間、休憩時間は交替で確保等に努めている。業務の性格上業務時間管理(休憩時間等)が難しい面も見られるが、さらに働きやすい職場づくりの推進が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園としての「期待される職員像」があり、個別の人事評価に係る目標管理の仕組みも構築されている。職員は、この業績評価制度により、各自がその年度に取り組むべき目標を設定し、班長、園長との面談を通して中間及び年度末での達成状況の評価が行われている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>園の6つの重点施策や児童自立支援方針には、「職員の専門性向上による支援力の強化」がうたわれ、これに基づく職員の教育・研修が計画されている。又、職員の年度別個別目標の設定により目指す方向性が明確化され、半期ごとの評価、面談が行われ、指導とアドバイスが実施されている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>個々の職員の知識や技術水準に関しては班長、副班長が把握し、OJTによる指導が行われている。園での研修は、研修係によりスケジュール化され実施されるとともに、年度での職員別研修履歴等の見直しも行われている。また、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所等での研修や全国及び北海道・東北地区自立支援施設職員研修として階層別やテーマ別の研修があり、年度毎職員が計画的に参加している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れに関するマニュアルが作成され、支援のためのプログラムが整備されている。実習は担当係が担当し、指導者研修の受講も行われている。</p> <p>しかし、実習生等の支援についての基本姿勢を明文化しておらず、また、学校側との実習</p>		

に関する連携が十分とは言えない。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 宮城県の規定に基づく情報公開が行われており、ホームページに事業内容、広報誌の掲載等が行われている。自己評価及び第三者評価の受審結果について公開し、苦情・相談に関しては外部の第三者委員である「自立支援向上委員会」に対し年2回の報告も行われている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 宮城県の財務会計諸規定に基づく事務処理が行われており、定期的な県による内部監査及び監査委員による監査が実施されている。また、苦情等解決第三者として「自立支援向上委員」(弁護士と主任児童民生委員)が委嘱され、客観的立場から子どもたち全員との個別面接等が行われており、苦情・相談等に係る事務の監視機関として良く機能している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 園の運営理念・基本方針には「開かれた学園運営」「地域社会との連携」「地域開放および地域交流を積極的に行う」と謳(うた)われている。 コミュニケーションの場面としては、地域への運動場や体育館の貸し出し、地域の商店への子どもたちによる買い物等が行われ、地域ボランティア活動(羽黒神社清掃)が行われている。学園祭には、施設や児童への理解を得るため、地域町内会の参加を呼びかけ4か所の町内会長に参加いただいている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ボランティア受入れに関するマニュアルが作成され、園内の係業務としてボランティア係が位置づけられている。大学の吹奏楽部、中国料理の調理体験等の各種ボランティアが来園している。ボランティアに対しては事前に注意点などが説明されている。 今後、ボランティアに受入れに関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを更に充実することが望まれる。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>関係機関との連携強化は、園の重点事項となっており、児童相談所、原籍校等の関係する機関とは、定期的にケース会議を開催するなどして日常より連携を図りながら児童の適切な支援のための取り組みを進めている。退所後の支援については、家族支援担当が中心となり、個々の児童に応じて必要とされる社会資源と連携し、アフターフォローを行っている。</p> <p>今後、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成し、職員が不安なく適切に地域の社会資源と連携できるよう取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズに関しては児童相談所、少年鑑別所、少年院、保護観察所等との連携により把握しているほか、地域の民生児童委員会等の施設見学を積極的に受け入れ情報を共有化している。</p> <p>しかし、園で把握している「地域の福祉ニーズ」は、児童自立支援施設に関連した法的枠内の福祉ニーズに止まっており、今後はもっと幅広い地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握することが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>児童自立支援施設として園が有する専門的な情報を、地域の大学や福祉機関の講演依頼に応ずる形で提供している。しかし、ここでは、法で定められた社会福祉事業にとどまらない福祉ニーズにもとづく主体的な地域貢献が重要であり、今後については社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも公益的に貢献する取り組みが期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、倫理綱領などに子どもの最善の利益がうたわれており、新任・転任職員研修で周知を図っている。職員会議のミニ研修では倫理綱領や管理運営方針の読み合わせを</p>		

<p>している。更に、園内研修で権利擁護について年2回の研修を実施している。また、「さん・君づけ」を学園全体で取り組んでおり、子どもを尊重した支援の姿勢を評価するため、毎年、職員の自己評価を実施している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については「学園生活のしおり」の中の、“子どもの権利”“子どもの守る約束”“禁止行為”“寮生活のルール”などで、子どもや保護者へ説明しているが、制限についての説明に重点が置かれている。また、見学者の受け入れ時間の配慮、生活場面での配慮、ゲストハウスの活用で一人の時間を確保するなどの工夫をしている。</p> <p>今後については、プライバシー保護の観点から子どもを尊重した支援の姿勢を全面的に見直すことが期待され、プライバシー保護についてのマニュアル等を整備し、職員全員の共通理解を深めていくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>入所前の事前見学で、子どもや保護者へパンフレットや「学園生活のしおり」を配布して説明している。「学園生活のしおり」は、子どもに対しわかりやすい表現をし、大きな字でルビをふり理解しやすい工夫がされている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所に関しての同意を得る手続は児童相談所で行っている。入所前の見学時に、子どもや保護者へ「学園生活のしおり」を渡し生活や支援内容について説明し、保護者から確認書を取っている。対人関係や感情コントロールに困難さがある場合など、本人なりの理解ができるよう、時間をかけて丁寧に説明をしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家族支援専門相談員が、在園時から継続して退園および退園後の支援を担当し、児童相談所など地域の関係機関と連携し支援している。他施設へ移行する場合は、引き継ぎ文書を作成し説明している。また、家庭復帰の場合、退園生事後指導計画表を作成し、事後指導スケジュールや関わり方、いつでも相談できる体制をとっている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a

<p><コメント></p> <p>担当者毎に目標設定した定期的面談、2～3ヶ月毎の「いじめアンケート」とその後の面談を実施している。各行事後や食事、退所時のアンケートも実施し寮長が担当となり改善を図っている。「ニコニコ相談シート」（苦情相談）に基づき園長との面談の機会もある。</p> <p>寮毎に毎週実施するグループワークでは、子どもから出た要望や相談内容をテーマにして話し合う。設定が困難な場合もあるが、住みやすい寮を目指して各寮で工夫して実施している。</p> <p>また、子ども会が組織され、職員の助言を受けながら、イベント等の行事の内容を主体的に話し合う機会が持たれている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>「苦情等解決処理要領」を定め苦情解決の体制を整備している。子どもや保護者へは、入園時に「学園生活のしおり」に記載されている苦情解決の仕組みについて説明している。意見苦情がある場合は「ニコニコ相談シート」に記入し意見箱に投函する仕組みとなっている。</p> <p>出された苦情については、本人と園長・班長で面談し、本人の希望に応じて第三者委員である自立支援向上委員との面談も実施し解決を図っている。平成29年度は55件と多かったが、全て園長・班長が面談し子どもが納得できるよう対応している。</p> <p>今後、市町村及び県社会福祉協議会の運営適正化委員会の連絡先の明示及び保護者も直接相談できるよう自立支援向上委員の連絡先の明示が望まれる。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入所時に配布する「学園生活のしおり」に、相談できる相手や方法を選べることが明記され、説明し周知を図っている。個別の相談に対応できるよう各寮に面談室を確保し、平成28年度から意見箱の設置場所を増やし意見を出しやすいよう配慮している。また、年1回寮毎に自立支援向上委員との面談の機会がある。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「苦情等解決処理要領」に基づく処理が組織的に行われている。平成28年度、苦情シートを契機に被措置児童施設内虐待の通告を行い、職員から児童の虐待につながりかねない言動があったとの指摘を受けた。それを踏まえた対応として職員の支援姿勢や支援技術の見直しが徹底している。また、毎週実施しているグループワークで子どもたちの意見や要望を聞き取り、まとめて実施していた誕生会を個別に実施することにした例がある。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>「安全管理実施要領」が策定され、リスクマネジメントに関する責任者を決め、収集されたインシデントに関し対応責任者を中心に評価・検討し生活指導委員会に報告する仕組みとなっている。また、「どきどきあんしんマニュアル」が策定され、事故発生時の対応指針と事故対応について取り決められている。事故防止や人権に関する研修が定期的実施されている。</p> <p>アクシデントについては、顛末書という形で記録し共有されているが、インシデントとともに収集が不十分である。また、一覧性のある「事故報告書」及び簡潔な「ヒヤリハット報告書」を作成し、定期的の評価・検討することが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが策定され、感染症の予防と対応について定期的に研修し、保健衛生係が流行期には注意喚起し、園全体での対応が行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>県の防災規程に基づき園の防災体制が構築され、「事業継続計画」(BCP)を定め、毎月の防災・避難訓練が実施されている。備蓄リストを作成して、食糧は3日分備蓄されている。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>新人および転任職員への研修資料となる、倫理綱領や「児童の最善の利益を確保するための方針」、運営要綱、自立支援プログラム、学園処遇技術編などに支援姿勢や支援内容が示されているが、まとまったものはなく、またプライバシー保護に関する記載が不十分である。</p> <p>標準的な実施方法は自立支援プログラムだけではないので、子どもの生活日課に合わせた支援の標準的な実施方法として、支援実施時の留意点やプライバシーへの配慮、環境に応じた業務手順などをまとめて文書化し、適切な支援が実施できるよう整備することが期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援プログラムは定例生活指導委員会で見直すことになっており、平成29年1月に改</p>		

<p>定している。日々の支援方法について、職員や子ども等からの意見で課題となる内容を毎月の職員会議で検討している。</p> <p>今後、標準的な実施方法は自立支援プログラムに限らず、全面的に見直したうえ、検証・見直しが定期的実施される仕組みの構築が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの資料（児童記録表、自立支援計画表）や心理判定士による判定結果を基に、入所後概ね2ヶ月の状況を把握し、班長が責任者となり担当者が支援計画を策定している。策定にあたっては、子どもや保護者の意向を確認し、児童相談所・原籍校・分教室・心理士などが参加し学園担当者とともに支援会議を実施している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は3～4ヶ月毎に児童相談所や原籍校などが参加しての支援会議で見直しが行われている。子どもや保護者の意向や関係機関の意向も改めて確認し、支援内容を評価し計画を見直している。毎月の寮会議において支援計画の内容の共有が図られている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>「児童記録簿作成要領」に基づき支援の実施状況の記録が行われている。記録はパソコンの共有ホルダーで管理され、職員間での共有が図られている。職員による記録の書き方に差異が生じないように入力フォームを統一し、より記録しやすいよう適宜見直しがされている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>「個人記録ファイル管理要綱」に基づき管理されている。園長が責任者となっており、職員への研修も行われている。</p> <p>今後「学園生活のしおり」に個人情報取り扱いについて明記するとともに、子どもや保護者へも丁寧に説明することが望まれる。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護	

A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの権利擁護について「権利擁護指針」等で確認し、職員会議の時に「倫理綱領」を唱和しており、職員研修も定期的に行っている。定期的に「いじめアンケート」が実施され、アンケートの結果を基に児童と面談し事実確認と今後の方針が示されており、子どもの小さな声を聞き逃さない体制がある。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合のみ適切に実施している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの行動制限については、問題行動の状況に応じて、子どもの最善の利益となるよう「さわらび学園管理運営要綱」「生活指導委員会運営要領」「入所児童処遇基準等の規程」に基づき、児童相談所職員等が入る「安全部会」の指導・助言等を受け「生活指導委員会」が決定している。子どもの暴言や暴力等の行動制限は、「個別指導」（＝特別支援日課）として実施され、期間としては最大3日間の行動制限が行われているところであるが、基本的な生活や学校行事を制限するものではない。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの権利については、入所するときに「学園生活のしおり」に基づき説明しており、入所後も「子どもの守る約束」を使って全体場で説明している。また、アンガーマネジメント（＝怒りのコントロール）等をテーマに寮毎にグループワークを実施し、子ども自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。</p> <p>子どもの権利については「ニコニコ相談シート」の記載とご意見箱の活用が日常的に行われており権利主張の方法が定着している。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりの防止の観点から、入所中の子どもに対する児童相談所職員による直接の面談が定着しており、園では不適切なかかわり防止について徹底するよう職員に周知・理解を図っている。また、「施設内虐待シート」を活用した検証を実施している。平成28年度に職員が児童と身体接触したことを暴力と訴えられた時に、速やかに児童相談所等の関係機関に報告・協議して適切な対応をした経験がある。</p>		
A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p>		

<p>学園生活において「子ども会」活動と「児童会」活動があり、子どもたちが主体的に生活する基盤が整備されている。「子ども会」運営では職員と一緒に行事やお楽しみ会を計画し実施している。「児童会」ではトラブルが起きた場合の調整をしたり、調整できない場合は話し合いで決めていく等、社会生活に必要な生活技術の習得に向けた支援をしている。</p>		
<p>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画に基づき退所に向けた支援をしている。家庭支援専門相談員を設置して、家庭復帰後の生活を見据えた家族調整や原籍校との調整をしている。さらに復帰する家庭の基盤づくりと十分なアフターケアに備えて、地域の関係機関との連携が図られている。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所後も子どもが相談できる窓口を設置し、いつでも相談できる体制をとっている。自立を励まし支援することを伝えており、定期連絡、家庭訪問、ショートステイ、デイサービス等のアフターケアがおおむね1年間行われている。退所後1年を経過した児童についても、児童から相談があった場合は助言指導等を行い、退所後数年ぶりにかかってくる電話にも対応して本人に限らず家族支援にも繋がっている。</p> <p>今後、アフターケア実施期間の目安（おおむね1年間）の延長について検討するとともに、家庭支援専門相談員の業務量と質の大きさに配慮した複数の職員の配置が望まれる。</p>		

A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画」に基づき、定期的に子どもと面談して、子どもの気持ちや要望等を聞き心情の変化を把握する機会を作っている。自分の誕生日に誕生会をしてもらい食事には好きなメニューをリクエストしたいという子どもの要望を聞き入れるなどして、子どもが大切にされている実感が持てるように対応している。</p> <p>寮毎にグループワークを実施し、子どもたちがお互いにその人格を尊重し、助け合うことのできる良質な集団づくりを行う取組がなされている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
<p><コメント></p> <p>「学園生活のしおり」に記載してあるルールは守られており、そのほかにも寮内に引き継がれてきたルールがある。「子どもの守る約束」等寮内のルールについて話し合いをしながら</p>		

<p>社会的ルールを習得する機会としている。職員は、自分の言動は子どもたちの模範になることを意識して子どもたちと生活を共にしている。</p> <p>また、「買い物訓練」等の地域社会への参加を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>暴力や暴言等の加害行為を行った場合、子どもが自分の行為を振り返るための「個別指導」を行っている。また、禁止行為に触れる場合等著しいルール違反がある場合には、専門の関係職員で構成する「安全部会」の助言を得て、園長も入った「生活指導委員会」が開かれ、子どもへの適切な指導・支援を実施している。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年齢に応じてテーブル拭きや下膳、食堂の清掃等を当番制でしている。園内の畑では季節の野菜を栽培して、収穫の喜びを感じながら健全な食生活の礎になっている。誕生日のリクエストメニューは、人から大切にされている喜びを感じ今後のより良い人間関係を作ることにつながっている。</p> <p>寮炊の日があり、献立で作成や食材の買い物、調理等自主的に行い、自立した社会生活ができるように支援している。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>栄養士が配置されており、献立や栄養摂取量に配慮した食事になっている。残食がなく献立を十分に楽しみ、お代わりができ満足できる食事の量になっている。また温かいものは温かいうちに適温で食べられるように配慮されている。</p> <p>食事場所は清潔感があり落ち着いた雰囲気の中で食事をしている。通常使用の食器はプラスチック製を使用し、サラダ皿やカレー皿は陶器のものを使用している。各児童が陶芸の時間に自ら製作したコップや湯飲み等の陶器も利用されるなど食事を楽しむ工夫も行われている。</p> <p>陶器の食器の拡大や季節の花を飾ったり、ランチョンマットを使うなど食文化を楽しむ更なる工夫が望まれる。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
<p><コメント></p>		

<p>子どもは毎日自分で洗濯し清潔で体に合ったものを着用している。帰省した時には季節に合った服と交換して、清潔感や季節感のある衣服習慣の習得を支援している。寮は家庭に代わる生活の場であるとともに集団の中での生活指導の場であり、子どもたちは決められたジャージを普段に着用している。一方、クリスマス会などのお楽しみ行事の際や、社会見学、買い物訓練や通院などでの外出時にお気に入りの私服を着用するなど、状況に応じた対応が行われている。</p> <p>施設の特性などから私服の着用を制限せざるを得ないことは当然だが、自分の着衣に関して普段からセンスを養い、子どもの社会復帰をより円滑にするため、選択の自由を大きくすることが期待される。</p>		
A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p><コメント></p> <p>敷地が広く自然環境も豊かで樹木や草花、野菜栽培等、屋外の環境整備も適切に行われている。建物に経年劣化があるものの掃除が行き届いており清潔に保たれている。私物を収納できるロッカーも設置されて個人の空間がある。また冷暖房が完備しており安全で快適な生活ができる。</p> <p>児童福祉法の改正により定員の縮小になったが、居室はそのまま使われており、温かい雰囲気や十分にプライバシーが保たれる環境ではない。2人部屋にはカーテンを付ける等の配慮が望まれる。</p>		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>日常的に男子は野球、女子はバドミントンの活動をして、試合や各種大会に出場して様々な賞を取っている。協力して優勝したことに連帯感と喜び、達成感により自己肯定感が育てられている。学園内活動として、伝統文化の大太鼓にも取り組んでおり、学園祭で演奏することにより満足感や充実感を得ている。子ども間の協力やチームワークなどをとおして社会性の発達を支援している。</p> <p>また、プロ野球やサッカー等のスポーツ観戦、ボランティアによる演奏会により文化的な生活を体験している。</p>		
<p>A-2-(4) 健康管理</p>		
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>毎月、内科医による健康診断及び児童精神科の医師による診察があり、精神発達の状況も把握されており健康管理に努めている。アレルギーや体調不良の子どもには配慮食を提供している。インフルエンザの予防接種が行われており、職員も共済組合の補助を受けながら実施している。夜間や休日に受診が必要な事態が発生した場合の対応も整備されている。</p>		

<p>しかし、医療機関との連携ができていない反面、園では服薬や薬の管理の面で顛末書（＝事故報告書）が多く出されている。今後は服薬管理や投薬マニュアルを作成するなど健康管理や薬の管理についてのリスクマネジメントの徹底が望まれる。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>基本的な健康管理として必要な食事、睡眠、運動について自己管理ができるように支援している。毎日着替えて洗濯し清潔な衣服を着る習慣ができていない。洗面、整髪、髭剃り、歯磨きについても自己管理ができていない。帰省した時は季節に合った衣服と交換しており、洗濯の時は好みの香りの柔軟剤を使用し、清潔や身だしなみにも関心を持っている。</p> <p>今後、基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けることが望まれる。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに対して内部講師、外部講師による研修が計画的に実施されている。全体研修は子どもたちの性に関する教育の動機付けになっており、年齢、性別や発達段階に応じた性教育が行われている。入所している子どもの中には、性被害を受けたり性についての逸脱行動をとった経験のある子どももおり、プライバシーに配慮しながら個別的教育が行われている。</p> <p>また、新任職員を始め全体の職員についても計画的に研修が行われている。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>施設内での重要なルールとして「子どもの守る約束」を宣言し、日頃から他者の権利を守る大切さについて子どもと話し合う機会を持っている。職員は子ども同士の関係性を把握するため、日常生活や遊びに積極的に関与して寝食を共にしている。子どもの特性を職員間で共有して変化を見逃さないようにしている。</p> <p>また、グループワークを実施し、人権に対する子どもの意識を育むよう支援をして暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの問題行動についての研修が行われており、緊急事態に対応する手順が示されている。寮生活で発生した場合は複数職員で対応し、困難ケースの場合は隣の寮からの応援体制もできている。児童相談所や警察と連絡が取れるような対策が講じられている。</p> <p>子どもが突然興奮して暴言、暴力、破壊行為があった場合、該当児童への対応のみならず、他児童を職員が安全な場所へ移動させる等のマニュアルが整備されている。</p>		

A-2-(7) 心理的ケア		
A㉑	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。心理療法担当職員が配置され、定期的に個別面談や「グループワーク」を実施し指導や助言を行うなど、子どもの心の変化に配慮した支援ができる体制が整備されている。平成29年度は「アンガーマネジメント（＝怒りのコントロール）」をテーマに寮毎にグループワークを行っている。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A㉒	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>施設と学校が毎朝、朝会を行い、子どもの状況の変化に関する情報が伝達できるシステムが確立している。子どもの生活支援と学習支援、進路支援等について情報を共有しながら協力体制がある。</p> <p>寮生活において問題行動があり、懲戒処分として外出禁止の行動制限がされる場合でも学校教育の制限はなく実習や遠足に参加している。原籍校とも連携を取り、家庭復帰や原籍校復帰を支援している。</p>		
A㉓	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>多くの子どもには学力の遅れがあるが、習熟度に応じて個別対応している。寮生活では学習する時間が設定されており、学習習慣が身につくような支援がある。寮と分教室の職員同士の引き継ぎや毎朝の朝会で情報の共有が図られている。</p> <p>また、学習ボランティアの協力を得ながら、個別学習や学力の向上が図られており、漢字検定に挑戦し成果を上げることが自信につながっている。</p>		
A㉔	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>園内では菜園活動を積極的に取り入れており、協働して作業課題の達成感や収穫の喜びを体験している。また側溝の落ち葉の清掃や園内の環境整備をとおして、最後までやり遂げる姿勢や社会人として自立する基礎を培っている。</p> <p>現在、職場実習や体験学習に該当する児童は在籍していないが該当児童が出た場合は中華食堂やガソリンスタンド、福祉施設で受け入れてもらえる体制がある。</p> <p>今後は、普段から実習先の開拓等、地域の中で顔の見える関係を作っておくことが期待される。</p>		

A㉕	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>進路選択については十分な情報を提供し、本人、保護者、分教室、児童相談所と話し合いながら本人が納得して自己決定できるように支援している。高校進学については家庭の経済的状况や本人の希望を実現できる方向で支援している。</p> <p>なお、現時点での直近過去において、高校卒業予定の子どもの入所はない。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉖	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報伝達は随時行っている。また、家庭支援専門相談員を配置して、丁寧に対応している。子どもや家族、原籍校との連絡調整、場合によっては地域の要保護児童対策地域協議会との連携もしている。家族が面会に来た時や家族の宿泊施設としてゲストハウスを整備しており家族関係の改善に配慮している。</p> <p>今後、家族の抱える課題に対して児童相談所と連携しながら、保護者と定期的に面接・カウンセリングや家族支援プログラムを行うことが望まれる。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉗	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	非該当
<p><コメント></p>		